(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 その他 (特記事項) 分類 (対応策) 内容 現行の販売業業務命令が定める契 対けるがある。 対成立時交付書面の記載事項には 契約前交付書面との内容重複が余 りにも多く、二つの書面の読み合 わせなど、投資家にとって時間的 市品投資に係る事業の 農林水産省 経済産業省 2.契約成立時交付書面の記載事項 に関して販売業業務命令が規定す 商品ファンドに係る規 5008 500816 オリックス(株) コスト増大の原因となっている。 規制に関する法律 投資家のためになっていない過剰 規制と指弾されないためには、大 幅な記載内容の簡略化が必要であ 商品ファンドの販売について は、平成10年6月に最低販売単位 が撤廃され、一般投資家の購入が 容易になった。実際その後の商品 ファンドはその大半が個人投資家 現行の販売業業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的 商品投資に係る事業の農林水産省と資家のためになっていいる。規制に関する法律投資家のためになっていいる。担当と指弾されないためには、大阪のお望地のの節終火が必要であ 向けに販売されており、リスク商 品の情報開示について、その重要 ・商品投資に係る事業 の規制に関する法律第 17条 ・商品投資販売業者の ・商品投資販売業者の ・商品投資販売業者の 業務に関する命令第4 条 契約成立時書面の記載 z1000010 内容の簡素化若しくは 契約成立時交付書面の記載事項は 57.2 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 (社)リース事業 関して販売業業務命令が規定する 内容の大幅な簡略化を要望する。 5034 5034572 幅な記載内容の簡略化が必要であ 見行制度では、商品投資販売業者 本件は規制改革推進3か年計画 16.3までに結論。) 本件は規制以单推進3が年計画 (平成15年3月28日)におい て「15年度中に結論」のご対応 を踏まえ、措置に向けて、速やか おる対応を要望する。投資家は16条 景書面(契約成立前交付書面)と 記載内容が重複している17条書 面を受領し、混乱を来たしているのが担当なる。 は、商品投資契約等が成立したと きは、顧客に対し、遅滞なく契約 等の内容およびその履行に関する 事項を記載した書面を交付しなけ 17条書面(契約成立時 交付書面)の記載内容 (社)日本商品投 資販売業協会 5063 5063050 ればならないところであるが、 変書面(契約成立時交付書面)の の簡略化もしくは撤廃 記載内容を簡略化もしくは撤廃 のが現状である。 現状における法第20条の規定 は、特定少数の顧客に限られた範囲内で募集し、当該顧客との間でそのニーズに合わせて組成され た、いわゆるプライベート商品 ファンドについてもディスクロー ジャーの一環として商品投資販売 業者に閲覧の対象とすることを義 商品投資販売業者がいわゆる私募 私慕ファンド投資家への秘密保持 ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧す 体ラファン「双貝家へい他公体行 義務を果ちすためには、決算内容 商品投資に係る事業の 農林水産省 示につき法的に規制する必要があ 現制に関する法律 経済産業省 商品ファンドに係る規 オリックス(株) 制撤廃・緩和 食としなくともよいよう措置する 務付けており、本件は、当該私募 ファンドについては顧客の閲覧対 象から除外するという要望に対し て、各府省等における規制改革に 関する内外からの意見・要望等に 係る対応状況(平成14年度版)に ・商品投資に係る事業 の規制に関する法律第 商品投資販売業者は、当該商品 投資販売業者の業務及び財産の状 規関覧対象からの除外 ・商品投資販売業者の 業務に関する命令第6 条務に関する命令第6 覧させなければならない。 関 おいて「措置するか否かを含めて 平成15年度中に結論」としていた ところである。 当該要望内容について、当該プ る中で、投資家保護上問題を生じることがなくプライベート商品ファンドを閲覧対象の除外とする とが可能か否かを検討したとこ 、投資家が投資判断を行う上 、プライベート商品ファンドを 私募ファンド投資家への秘密保持 義務を果たすためには、決算内容 商品投資に係る事業の 等、重要事項の当事者以外への開規制に関する法律 歴末につき法的に規制する必要があ 商品投資販売業者がいわゆる私墓 今めた既存の商品投資の内容(運 アンドとして組成販売した商品 57.3 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 (社)リース事業 用状況等)に関する情報を入手す 5034 5034573 ファンドについては顧客の閲覧す ることは、投資の判断材料として しなくとも良いよう措置する 有益であり 商品投資販売業者の 経営状況を把握することを含め て、自己責任原則を基本とした投 て、自己責任原則を基本といた。 資家保護を図る上で重要なため、 要望については措置困難である。

(回答欄)

規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の 分類 内容 措置の概要 (対応策) 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 その他 (特記事項) クーリングオフ撤廃を措置困難と する理由として「商品投資の仕組 が複雑であるため」とあるが、ら くの個人投資家に販売されている EB債や株式指数連動債、元本確保 EB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オブションなどの複雑なデリバティ 商品投資に係る事業のが数多く存在する。よって「商品投資の性組が複雑である」ことは規制維持の理由とはならない。クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の表別の長期化に繋がり、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。 4.投資家からの書面による契約の 解除について、投資信託とのイ コールフッティングの観点、なら 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 オリックス(株) 16 5008 5008164 ゴールフラットフラの観点がら撤廃 びに投資家の利益の観点から撤廃 を要望する。 商品投資契約においては、 商 品投資の仕組みが複雑であるため 一般の投資者が本仕組みを十分に 商品投資契約においては、 クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組が複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されている E関や株式指数連動優、元本確保型の投資信託などには、先物・オブションなどの機雑なデリバティブの仕組が背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資に係る事業のが数多く存在する。よって「商品投資に係る事業のが数多く存在する。ことは、現場に関する法律投資の仕組が複雑である」ことは、規制維持の理由とはならない。 一般の投資者が本仕組みを十分に 理解しないまま契約を締結してし まうことが容易に想定されること、 業者は「必ず利益が取得で きる」又は「必ず利益が取得で きる」又は「かがちの戦争のであり、 かかる特性及び安全性、利殖性が 強調へ称かがちな業者のは、 投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコー ルフッティングの観点、ならびに 57.4 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 (社)リース事業 協会 強調されからな業者の言辞により、冷静ないまま、契約締結に至なるといった場合が容易に想定されるという特性がある。 に想定されるという特性がある。 に想たされるという特性がある。 に想なったの間ができないでは、 がからないでは、 が締結後で、 のの投資家に対して契 物締結後で、 のの投資家に対して契 の締結をし得る時間的余裕を与えるの 5034 5034574 投資家の利益の観点から撤廃を要

(社)日本商品投 資販売業協会

6 クーリング・オフ制度 の撤廃

クーリング・オフ制度(商品投資第に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約とでは、

の解除を行うことが出来る制度) を撤廃する。

(要望事項欄)

唯認をし待る時間の示性を与えることとしたものであり、投資家保護上クーリング・オフ制度の廃止は困難である。

本件は措置困難・その他の回答を 戴いているが、クーリングオフ撤 廃を措置困難とする理由として

結果となっている。

廃を措置困難とする理由として
「商品投資の仕組が複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家
に販売されているEBB(費や株価指数
達動債、元本確保型の投資信託な
どには、大物・オブの仕組が背後表
る。よって「商品投資の仕組が複機である」ことは規制維持の理由
とはならない。又、クーリングオフの存在は契約からない。以、クーリングオフの存在は契約がらない。以、クーリングオカの存在は契約がらない。以、クーリングオカの存在は契約がらない。以、クーリングオカウ存在は契約がらない。以、クーリングオカウな投資機会を奪う
は要となっている。

(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 その他 (特記事項) 分類 (対応策) 内容 確定運用を目的とした資産配分を 行う場合、コスト・流動性・透明 性の点で、商品による運用(金現 商品投資に係る事業の 農林水産省 経済産業省 . 商品ファンドの従たる投資対象 こなる特定資産のうち、確定運用 E目的とする金融商品(預金、運 商品ファンドは、主として商品 商品ファンドに係る規 商品ファンドは、「主として商 投資で運用する金融商品であり、 5008 500816 オリックス(株) 16 |エンル、、 向四による歴州(近城 | 向四双員に係る事業 |先取引等)よりも預金や国債等に |よる運用の方が投資家にとって有 |利である場合がほとんどである。 制撤廃・緩和 期間内に満期をむかえる国債 商品投資以外の投資対象である金 融商品から国債、預金等を除外し 等)については組入比率制限の 象外とすることを要望する。 商品ファンドにおける て組入割合の規制対象外とするこ とは、その商品構成によっては 「主として商品投資により運用」 という商品投資に係る事業の規制 確定運用を目的とした資産配分を 行う場合、コスト・流動性・透明 性の点で、商品による運用(金現)商品投資に係る事業の 長取引等)よりも預金や国債等に規制に関する法律 よる運用の方が投資家にとって有 商品ファンドの従たる投資対象と なる特定資産のうち、確定運用を に関する法律が規定する「商品 ファンド」に該当しない可能性が 生じることから、措置困難であ (社)リース事業 協会 57.5 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 目的とする金融商品(預金、運用 期間内に満期をむかえる国債等) 5034 503457 期間内に周知さるがたる国際で については組入比率制限の対象が とすることを要望する。 利である場合がほとんどである。 現在、港湾・輸出入手続に関係す る各省庁は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸出入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているところである 全ての港湾・輸出入関連手続を対 が、これは単に既存のシステムが ないたら、報由人気をすると なとして、申請の必要性が失われ こもの、申請の中で削除できる」 (1)輸出入・港湾関連手続のシ 港湾・輸出入手続き等 (社)日本船主協 さらに省庁間に共通する項目 ングルウィンドウ化については、 関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現し 3 5036 5036030 一層の簡素化 日、ごらに自力制に共通する場合の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。 ステムの稼働後であっても、全て の申請手続きについて、ゼロベー スで見直しを行うとともに、関係 ん。 (2)シングルウィンドウ化に当 たっては、利用者にとって使いや たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続向で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、要手続の提出時期の統一や共通項目の標準化、統一化を図るとともに、各行びの世界と思いました。 官公庁による情報の共有化を可能 とするよう関連法制度の整備に努 めるべきである。 関税法以外の法令の規定によ り、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際 に当該許可、承認を受けている旨 いる手続の申請・届出時におい て、必要項目を入力する際、既に 登録した情報を利用することで、 を税関に証明しなければならな 輸出人・港湾諸手続の 商素化促進及びワンス トップサービスの実現。家畜伝染病予防法 2003年7月に、輸出入・港湾関連 手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価で '。 外国から畜産物又は植物等が海 豆球した情報を利用することで、 重複入力を回避することを可能と している。さらに、港湾統計にお いて、船社等から都道府県知事に 空港に到着した場合には、家畜伝 染病予防法又は植物防疫法の規定 により輸入検査を受けるために動 物検疫所又は植物防疫所に関係書 るが、各種申請の見直しや現在 提出が義務付けられている資料に 電子化に先立って行うべき ついて、平成15年4月よりNACCS の積荷目録情報の活用が可能と 類を添付して申請しなければなら H.λ・港湾諸手続全船の業務改革 例えば、シングルウィンドウ化に より、複数の官庁で共通する手続 について同時に送信することが可 BPR)については甚だ不十分で 「具体的規制改革要望内容」欄 より続く) 。 ソグルウィンドウ化に当たっ^{*} (3)また、これまでシブグルフィンドウ化に関する説明会を全国6 カ箇所で開催するなど、民間利用 者の意見聴取にも努めてきた。 (4)手続の徹底した見直しにつ は、まず、(1)民間事業者の意 見聴取に基づき、提出の必要性が さらに、信頼性が高い荷主の包括 輸出入・港湾諸手続の 事前審査適用貨物については、包 括事前審査制度の有するコンプラ イアンスの趣旨に鑑み、検査を極 力簡素化するとともに、現行制度 (社)日本経済団 簡素化促進およびワン ストップサービスの実 疑われる申請を徹底的に抽出する 5102 5102560 56 こと、(2)申請の中で削除でき る項目を可能な限り削除するこ いては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしている。 と、(3)省庁間での共通項目を 標準化、統一化すること、が必要 不可欠である。その上で、全ての 手続きを統合し、1回の入力・送 の可能な限りの運用弾力化を図る など、物流効率化の促進を図られ たい。 も、輸出入・港湾諸手続の簡素 化、物流効率化、ひいては産業競争力の強化につながらないことが 懸念される。 Fine を続ける。 言で複数の申請を可能とするシス Fムを整備すべく、全関係省庁は 内閣官房のリーダーシップのもと 連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。 (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 その他 (特記事項) 分類 (対応策) 内容 優先的かつ計画的に市街化を図る 区域である市街化区域において は、農地を宅地等に転用すること について規制を設ける必要性はない。農地法第5条第1項第3号に おいて、農地転用のための権利移動についての農林水産省大臣の許 動についての農林水産省大臣の許可の例外になっているのはそのよ 農地法第5条第1項第 方な主旨と考える。現行の届出制3号、農地法施行令第度は農地を購入し、宅地開発を行11条の17、農地法施7事業者にリスクと一定の事務負担実現でいる。届出を撤廃することによる弊害は考えられないし、むしる届出制度は「実動の現状」に記したような弊害の除去、市街化の促進を図るために撤廃すべきである。 市街化区域内の農地転 用のための権利移動に 関する届出の撤廃 市街化区域内の農地転用に関する 市街に区域内の展売転用に関する 農業委員会への届出書の提出義務 は撤廃すべきである。 オリックス(株) べきである。 平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、農地利用規制の適正化による優良農地の保全について、「農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報、別別の機能を開発とませた。 農地法では、農地又は採草放牧 地の賃貸借の解除等に制限を設け 耕作者の地位の安定を図っている ところである。市街化区域内の農 地転用のための権利移動について 公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検 は、計画的に市街化を図るという 同区域の性格等から容易に転用が 行われるよう届出の手続きとして 農林水産省 オリックス(株) 市街化区域内の農地転 用のための権利移動に 関する届出の撤廃 開する届出の撤廃 市街化区域内の農地についてあ 3号、農地法施行令第らかじめ農業委員会に届け出て転 1条の17、農地法施 行規則第6条の3 は、 「平成15年度措置】」とされた。 しかしながら、農地を宅地等に転 用することについては、そもそも \るものの、農業委員会が届出書 を受理するに当たっては、当該農 地が小作地であるかどうかを確認 して小作地である場合には農地法 用することについては、てもでも 規制を設ける必要性はない。手続 等の在り方についての検討とは別 に、当該規制の撤廃について検討 すべきである。 第20条の許可や当事者間の合意 の存在を確認する必要がある。 このため、市街化区域内の農地 の転用であっても、耕作者の地位 の安定を図る観点から、届出を撤 廃することは困難である。 優先的かつ計画的に市街化を図 「要望理由」欄より続く) る区域である市街化区域において は、農地を宝地等に転用すること ・規制改革推進3か年計画(再改定)において、農地利用規制の適正化による優良農地の保全につい は、晨地をも地等に転用すること について規制を設ける必要性はな い。農地法第5条第1項第3号に おいて、農地転用のための権利移動についての農林水産省大臣の許可の例外になっているのはそのよ て、「農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観 可の例外になっているのはそのような主旨と考える。現代の届出制 農地法第5条第1項第 度は農地を購入し、宅地開発を行3号、農地法施行令等 う事業者にリスクと一定の事務負1条の17、農地法施 担を課している。届出を撤廃する行規則第6条の3 市街化区域内の農地転 市街化区域内の農地転用に関す 点から、(中略)、農地利用規制 の適正化に向けた農業委員会の手 (社)リース事業 協会 5034540 54 る農業委員会への届出書の提出義 ・土地取引、都市開発の円滑化 務は撤廃すべきである。 の週止化に向けた農業委員会を 続等の在リ方について検討を行い 所要の措置を講ずる。【平成15年 度措置】」とされた。・しかしな がら、農地を宅地等に転用することについては、そもそも規制を設 ける必要性はない。手続等の在り 方についての検討とは別に、当該 規制の撤廃について検討すべきで まる し、むしろ届出制度は「規制の現 状」に記したような弊害をもたら しており、こうした弊害の除去、 市街化の促進を図るために撤廃す べきである。 (以下「その他」欄に続く) ・高齢化や担い手不足、遊休農地 の増大等で農業公社の役割は農業 農業経営基盤強化促進法第4条 の持続的発展、農地保全など、 益々、重きを成している。 ・「食料・農業・農村基本法」で は農業公社は多様な担い手として 展業経営を監査化に進ぶある宗 第2項は、農業経営の規模の拡大 等を図るため、農地保有合理化法 人が規模縮小農家から農地を買い 農地保有合理化事業は、農業経 市町村農業公社が実施 できる事業の規制緩和 (農業経営基盤強化促 法 法 (農業経営基盤強化促 法 第4条第2項 第4条第2項 第2 第4条第2項 第4条第2項 第4条第2項 第4条第2項 第4条第2項 第4条第2項 入れるなどして、一定の要件を満 たす規模拡大農家に売り渡すこと 市町村農業公社が宝施 ・「管理耕作」のみならず多面的 ・施設園芸等、全般にわたる農業 直接支払制度の対象にもなっている。 経営の実施 ・農業経営基盤強化促 にでいる。 ・農業経営基盤強化促 にでいる。 ・農業経営基盤強化促 にでいる。 ・農業経営基盤強化促 にでいる。 ・農業経営基盤強化促 にでいる。 ・農業経営基盤強化促 にでいる。 ・農業経営を変形を含む。 (社)鹿児島県農 業・農村振興協 できる事業の規制緩和 (農業経営基盤強化促 z1000070 5020 等を内容とする農地保有合理化事 は農業経営への参入を認めること 経営の実施 進法第4条の緩和) 事業、研修等事業の4種類となっ 業を規定しているものであり it 。 業の維持を株式会社やNPO等、農 業外部に求めるのもさることなが ら農業・農村を守るために設立さ 町村農業公社が自ら農業経営を行うことを農地保有合理化事業と て位置付けることは困難である れる農業公社への施策創設と宝施

(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 その他 (特記事項) 分類 内容 (対応策) ・添付資料 1,「治山事業の体 国土の森林は、木材価格の低下 系」表抜粋 2、 宮脇昭著 NHK出版「緑環境と植 生学」よりの抜粋 3、 雑誌 幸福の科学出版「ザ・リバ 高齢化社会の進行に伴い手入れた 出来ずに荒廃が進んでいる。 治山事業については、保安林以外 であっても森林法第25条第1項 1号~7号に掲げる目標を達成す また、山村では、高齢化のため農 地が森林へと様変わりしているの 山事業は、森林法第25条第11 森林法第41条により、補助対象 治山事業補助、保安施 設事業の水源地域整備 項、第46条第1項、 三に関する補助対象の 2項 こ掲げる水源のかん養等 1 ~ 7 ティ」より抜粋 ・補助対象 事業として、河川法、砂防法、地 すべり等防止法、自然公園法、農 地法など関連する法制度へも拡充 るために必要がある場合には 保 が保安林と定められている事項に の目的を達成するため指定された 治山事業補助 保安施 が現状である。森林の荒廃は、健 安施設地区を指定して事業を実施。また、事業費については国际 て、地目を限らずに、森林の 設事業の水源地域整備 等に関する補助対象の 全な土壌環境を維持できず、災害 などを誘発する要因ともなってい がで、ためている地域を補助対象 5037 03701 個人 農林水産省 その目的を達成するため国及 とするとともに、個人の負担は、 ゼロとすること。及び実勢作業们 各に沿った補助基準とすること。 75都道府県の負担で実施してお 7、都道府県の負担により森林の造 り、個人の負担を要しないとこ ろ。なお、事業費については、実 勢を踏まえて設定された単価に基 する。その結果、花粉症対策、河川環境の改善向上、沿岸漁業資源の確保向上、憩いの場として里山 成事業又は森林の造成若しくは維 。 のため、早急に大規模な森林整 持に必要な事業を実施。 備を実施することが、国土の健全 性の向上、自然環境の改善向上、 環境の改善向上、動植物の生育環 境の改善向上などに大きく資する ものと確信する。 づき積算しているところ。 生活環境の改善向上に大きく寄り するとため 我が国は、少子高齢化社会を迎え つつある。過疎地域や山村では、 この現象のため、農地の荒廃が進 み、農地を手放したくても簡単に 出来ない状況である。この荒廃農 地を簡単に活用できる方策を取ら なくては、ネーに終えるのは苦味 添付資料 1、大川隆法著 幸福の科学出版(株)「繁栄の法」よりの抜粋 2、雑誌 幸福の科学出版「ザ・リバティ」より抜粋・広い土地と大きな家、そして、都会の雑踏から比較的安価で自然 農地を農地以外のものにするた め農地を取得する場合には、農地 法第5条第1項の規定に基づく許 農地法第5条等により、農地の農 可が必要であるが、農業公共投資の対象となった農地など優良農地 ^{農地仏弟も宗寺により、展地の原 業者以外の売買や宅地化にするの が非常に困難であり、農業者以タ} 農地を農地以外のものにするた 地を問手に力用によるカスペラン なくては、そこに残るものは荒廃 農地法第4条他 z1000090 農地法第5条等に関す る事項の緩和 農地法第5条等に関す め農地を取得する場合には 農地 以外の農地については 周辺農地 農地法第5条 d 5037 503703 個人 の人が農地を購入して自宅の宅地 に出来ないのが現状である。この 規制を緩和し、農地の荒廃防止と 農林水産省 に恵まれた地を求める人が多いのではないでしょうか。 高速交通網が発達している現在、 は、そこに残るものは元房 した農地の森林化と廃屋で有り、 活性化しようとする過疎地域、山村とは大きくかけ離れた姿が創造 の営農条件に支障が生じないよう 適切な被害防除措置がとられてい 法第5条第1項の規定に基づく許 可が必要である。 る等所要の要件を満たす場合は許 土日は田舎で過ごす。ストレス社 会の緩和、少子高齢化社会のある べき姿を垣間見えることでしょ 流動化を画する。 村とは入さくがり離れた安が劇点 される。このため、各地域、市町 村のやる気を生み出す必要があ り、その為には市町村の自主性に 可が可能である。許可を受ければ農業者以外の人が農地を購入して 宅地にすることは可能である。 任せた農地管理とすること。 「闘発行為の許可基準の運用細則 風力発電所の立地は、海岸部を限 について」第5の1(1)及び表4 (平成14年5月8日付け林整治 き殆どが山岳地である。 風力発電所の建設において、森木 虱力発電は、発電効率面の制約か 森林法第5条の規定により都道府 ら点(面ではない)の開発であり、また周囲が全面的に林地である。 なる。これより、一般的な開発に適用さり、中部 県知事が樹てた地域森林計画の対 第25号林野庁長官通知)により 図(緑地塞)の規制により 宝聞4 風力発電タワーは、その原理、特性上集中配置が出来ず、実質 「点」の散在した開発となる。 風力発電所の建設に伴 z1000100 う開発面積の取り扱い 森林法第10条の2 風力発電所の建設に伴 う開発面積の取り扱い 年(歌-地平)の呪師により、美開光 面積に加え35%以上の森林(緑 RPS法の施行に伴う風力発電事業 地)の確保のため、この分を借地の積極的展開を図る。 または買収により対処している。 象森林となっている民有林におい て開発行為をしようとする者は、 工場、事業場の設置における森林 率を25%以上とすることをガイ (株)シーテック の合理化 D合理化 都道府県知事の許可を受けて開発 ドラインとして示しているとこれ れる森林率(緑地率)の規制は実情にそぐわない。 しなければならない。 であり、風力発電所の建設には 今後、風力発電に限定し、森林等 (緑地率)規制の緩和をお願いし れにそって地方公共団体が定める 基準が適用されている。 ・御要望の施設については、その具体的内容や範囲が必ずしも明かではないが、漁港機能に直接関連するものではないと思われるため、漁港漁場機能海第3条でためる基本施設、機能施設のするにあると考えることは困難であると考える。・「国庫博助事業により取得した漁港施設用は「ついて、 「措置の概要」欄より 漁港漁場整備法第3条において れを変更することは困 は「漁港施設」を規定している が、現行法上、直販・直食施設及 ・漁村の多くは狭隘で利用可能用 難である。 ・なお、国庫補助事業に より整備した用地の補助 地が少ないため、漁港内の未利用 び都市漁村交流施設については 「漁港施設」として位置付けられ の用地に直販・直食施設、都市漁村交流施設の整備を行いたいが、現行の漁港漁場整備法では当該施 漁港漁場整備法第3条で定める ・「国庫補助事業により取得した漁 港施設用业の有効利用について」 (平成13年10月1日付け水産庁 漁港漁場整備部づいて実施されている 漁港施設の整備が、社会・経済的な 漁港施設の整備が、社会・経済的な 環境の変化により因難になった場合 に、漁業地域の振興・活性化のため に、既存計画と実目的としている。 施とすることを目的としている。 で充了し、その用地について供用側 で充了し、その用地について供用 で充了し、その用地について供用 金等に係る予算の執行の あるいは、「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について、直販・直、返還で対応することは可能である食施設、都市漁村交流施設を整備が、この場合、代替地の取得や補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」平成13年10月1日付 (方漁港漁場整備部長通知(13水港 海路の銀合の販売事業を強助金返還という財政的な負担により取得した漁港施設用地の整備を表達のより施設整備を断念しているのが実施設をともに都市と漁村との交流を促進し、漁村の活性化を図備が全て完了し、その用地について、大田開始後原則10年以上経過し、といる地域にある。また、漁港漁場整備が早に活む、・また、漁港漁場整備が早に活む、・また、漁港漁場整備が早に活む、・また、漁港漁場整備が上でである。・また、漁港漁場整備が上でである。・また、漁港漁場整備が上でである。・また、漁港漁場整備が上でである。・また、漁港漁場を使加点活む 海港施設」に直販・直食施設と 適正化に関する法律第 2 2 条に基づく大臣処分の 「国庫補助事業により取得し; · 漁港漁場整備法第3 2 宗に奉りく人足処が0 承認については、通知によって一定のガイドラインは示されているもの の、あくまでも個別的に 漁港用地の弾力的な ・ 「国庫補助事業によ は、未利用・低利用となっている 利用が可能となる規制 り取得した漁港施設用 公共施設用地の有効利用を図るた 地の有効利用につい め、供用開始後一定の期間 (原則 で、平成13年10月1日 付け漁港漁場整備部長 いて、「補助金等に係る予算の執 領知 (13水港第2558) (17の適正化に関する日本 漁港用地の弾力的な 利用が可能となる規制 漁業協同組合から漁港用地内に 直販店、ダイバー休憩施設の整備 新潟県 判断、対応されている。 実際、共用開始後10年 の緩和 「情である。」 ・また、漁港漁場整備部長通知 (13水港第2558号)で一定の要件通知(13水港第2558 を満たす用地については財産処分号) 要望がある。 経過していない漁港内の 用地に、漁港地域の振興 て完了し、その用地について供用開 始後原則10年以上経過して、利用 を目的として、既存計画 始後原則10年以上総過して、利用 計画に基づく漁港施設の整備が見込 まれず、又は利用計画の縮小により 未利用・低利用となっている公共施 設用地し、との条件を付していること については、造成途中の安易な計画 30年法律第179号)第22条 の規定に基づく財産処分の承認を 前提に、従来の利用計画上の施設 ト異なる標識 仮設道等 "を削除し、水産物の直販・直 施設と都市漁村交流施設整備の こ共はの伝統、収設は受の目的外使用を認めた例がある。また、地方単独事業により整備した期間に回要望の施設を整備する。 の承認を受ければ可能となってい るが、用地整備が全て完了し、供 承認要件を緩和する。 用開始後原則10年以上経過してU と異なる水産業及び漁業地域の振興を図る公共用施設の用地に供すること等を行い、用地の有効利用 ることの制約があるため、要望に 対応できない状況である。 ることは可能であると考えられるので、今後も 個々の要望を受けて、具体的に対応してまいりた 変更を防止し、所期の計画に基づく 漁港整備が少しでも可能となるよう に資することとしている。 計画外の措置をとる時期的基準とし て設けられているものであり、 以下「その他」欄に続く)

(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 側度の所管官庁 その他 (特記事項) 分類 (対応策) 内容 本事業は、事業内容に即して主 務庁である3省庁各々の審査、協 議等を経て、許可、監督等を実施 しており 由請及び届け出等に係 しており、甲請及び届け工等に係る提出書類については、各省庁を監督上必要なものであり、今後とも各々3省庁への提出が必要であるため、要望内容については措置 現行制度では、許認可の申請およ び変更等の届出に係わる提出すべ び変更等の届出に係わる提出すべき書類が主務官庁ごとになっていまっため、全く同一の書類出していました。 第8条、第9条、第6条、第8条、第9条、第6条、第8条、次び第1条機が水産省制改革会議公表資料「息記・では、第10条の最近変形、第1条、及び第1条機が水産省では、1措置するか否かをあって検討中」のご対応を踏まえ、指置からには、速やかなる対応を要望する。 商品投資に係る事業の ・商品投資に係わる事 関連は収号に係る事業の規制に関する法律第5 規制に関する法律第5 条第1項、第8条第二 商品ファンド法に基づ 京第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第9条、第10条及 では、第1条、第0条及 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条、第1 では、第1条をない。 商品投資販売業の許可を受け。 困難である。 しかしながら、現在、行政機関 3省にまたがる主務官 (社)日本商品投 等に係る申請、届出その他の手続 等に関して、電子申請における共 管手続(ワンストップサービス) 庁への申請・届出等の 窓口の一本化 1000120 5063 5063020 主務官庁の窓口一元化 の窓口一元化をすることにより申請者等の利便性の向上を図ること 等を目的として、電子申請システ ムの構築中であり、この実施に伴い、申請者の行政手続等の事務負 担は軽減されるものと考えられて いることから、当該システ*L* 用促進を検討して頂きたい。 当該システムの利 誓約書および官公署の証明書を 質約書あよび自公者の単ツョラ 同時に求めるのは過重との指摘で (「措置しあるが、役員及び重要な使用人がり続く) 「措置の概要」欄よ 本件は「措置困難」とご回答戴し 本件は「措置困難」とご回答戴いているが、身分証明書及び成年被後見人等でないことを証する証明書について、外国人は誓約書のみを添付すればよく、邦人の場合は官公署の証明書を提出し、かつ誓・帝高品ファンド法第5約書も提出することになっている。許可基準の一つである役員又終・第8条、及び第10念許可基準の一つである役員又終・商品投資販売業者のに重要なる使用人の適格性につい。 前可及び監督に関するにで誓約している上に、命令第4条原言公署の証明書を求めるのは過重と思料する。成年被後見人等の該当の有無について、官公署の 現行制度では、商品投資販売業の 許可申請を行う際に、許可申請書 に役員および重要な使用人につい 商品ファンドにおける 「許可申請書」に添付 する役員および重要なの規制に関する法律第 を発行する身分証明書なり、商品投資販売業者の 度発行する身分証明書ない。 らびに成年被後見人等許可及び監督に関する らびに成年被後見人等許可及び監督に関する。 でないことを証する証 明書の撤廃 商品投資販売業の許可を由請す 商品ファンドにおける 「許可申請書」に添付 する役員および重要な らびに成年被後見人等でないる とを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員 および重要な使用人について、官 (社)日本商品投 資販売業協会 使用人に係る官公署の 発行する身分証明書な らびに成年被後見人等 でないことを証する証 公署の発行する身分証明書並びに な者の光门するオガ証明音並び 成年被後見人等でないことを証す る証明書の添付を廃止することを の該当の有無について、官公署の 証明書に重きをおくなら、誓約書 は形骸化し意味をなさない。 (以下「その他」欄に続く) 商品投資契約等に係る成立前の 「措置の概要」欄よ 書面の交付について、商品ファン (「措置 ドはその仕組みが複雑なものであり続く) 商品投資販売業者は、追加型 ファンドの購入であるかないかの 別なく全て 別なく全て 商品投資契約の締結等をしよ うとするとき、又は商品投資受益 権の販売を内容とする契約のの締結等をしまうとするときは、超客 に対し、当該商品 投資契約等が 成立するまでの間に、商品投資契 が等の内容及びその履行の 業務に関する命令第3 条及び第4条 の規制に関する命令第3 条及び第4条 本件は規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日)におい て「15年度中に結論」のご対応 見行制度では、追加型商品ファン だいが及ぐは、足が主じ品ファンド ドにおいて、同一ファンドを追加 購入する場合は、その都度、法定 書面を交付し、投資家も受領しな て 15年度中に結論」のこれが を踏まえ、措置に向けて、速やか なる対応を要望する。追加型商品 ファンドを追加購入する投資家の 商品ファンド法 第1 場合、現状では購入の度に法定書 6条、第17条、及び 概を交付され、受領している。そ第18条の2 のため、同様書面が投資家の手元 追加型商品ファンド 追加型商品ファンドに ければならないところであるが (社)日本商品投 る代、同田収貨美別号にはる版 立時の書面の交付は、商品投資販変更事項のみを交付す 売契約が成立した場合に、その契。 お内容が不明確であると、後日に客から再度の契約前の z1000140 おける法定交付書面 簡素化 - 度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する **祭には、投資家の承諾が得られた** しなければならない。
の品投資契約又は商品投資販 にいくつも増えていくことになり、保管等も混乱してくる。過重 告知を避ける為、一定の規則を設け、法定書面の交付を軽減できる なって当事者間に契約内容を巡っ 交付書面の要・不要の て紛争が生じる恐れが大きいた め、成立した契約の内容を書面に ることが投資家保護の 場合は法定書面の交付を簡素化 (変更点等のみ交付)してもより 売契約が成立したときは、顧客に ことにして戴き度い。 対し、遅 滞なく、当該商品投資 契約又は当該商品投資販売契約等 の内容及びその履 行に関する事 記載させることにより、その明確 観点から問題が生じな 化を図るとともに、買い主等に注いいどうかについて料意を喚起させることとして、後に 査し、検討して参りた 項を記載した書面を交付しなけれ なって紛争の生じる余地のないよい。 らにする必要があることから設け (検討開始時期H15 られた規定である。 年度中。H16.3までに 結論。) (以下「その他」欄に続く)

(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 その他 (特記事項) 分類 (対応策) 内容 准組合員制度は、安定した事業量 の確保により組合の経営の安定を 図ることを目的に、一定の要件を みたす者に特例的に組合員資格を 森林組合の組合員資格については 森林組合法第27条の規定に基づ 認めることとしたものであり、森 林組合がサービスを提供する関係 であることから、要件を「組合の 施設を利用することを相当とする 正組合員資格として 、森林所有 者たる個人、 生産森林組合その 他の森林所有者たる法人。 議決権を持たない准組合員資格と もの」としている。森林組合の職員は一般的には、組合員のために組合のスタッフとして事業・サー 職が権を持たない推出言員負債として、 又は組合が主たる 構成員又は出資者となっている団体(に掲げる法人を除く)、 組合の地区内において林業を行う 者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当と z1000150 森林組合における組合 員資格の緩和について 森林組合法第27条 ピスを実施すべき立場にある(すなわち「サービス利用者」ではなく「サービス提供者」)が、作業 森林組合における組合 5088010 静岡県掛川市 農林水産省 特になし。 するもの、 であって定款で定めた者とされて 合、法第27条第1項第4号の要件を満たしうると考えられるため、解釈上、准組合員資格の付与 ようにすることは、彼らの林業後 継者としての意識を高めることが できるとともに、地域への定着を を認めることが適当であるか、具体的ニーズを検証の上、検討する こととしたい。 促進することができる。 よってこの規制緩和を要望する 農地を一時的に農地以外の利用 現在、申請から許可まで2ヶ月が 展地を一時切に展地以外の利用 に供する場合であっても、食料の 生産基盤である農地の農業上の利 用を確保する観点から、農地以外 の利用に供した後は再び農地としての利用が可能となること、ま た、恒久的な農地転用と同様に周 辺農地の営農条件に支暗が生じな はよる海上の物学で除る様子がより 必要となっている。申請には、現 に耕作の目的に供していないにも かかわらず、作付確約書を添付し なくてはならず、また、工事終了 農地を一時的に農地以外の利用 に供する場合に当たっては、農地以外の利用に供した後農地への復 見に耕作の目的に供していない農 現に耕作の目的に供し 現に耕作の目的に供し 元が確実に行われること、周辺農 地の営農条件に支障が生じないよ う適切な措置がとられていること (社)日本経済団 地を工事のために一時的に使用す る場合、県知事による農地転用許 なくくはならり、また、工事終了 後には、現実に農地として何らかり の作物の作付けを行うように指導 される。こうした許可を施廃する ことにより、工事コストの削減、 工事期間の短縮を図ることができ ご z1000170 ていない農地の一時的 転用の規制緩和 ていない農地の一時的 転用の規制緩和 か農地法第5条 5102 65 農林水産省 等を確認して許可することとして いよう適切な被害防除措置がとら れていること等を確認する必要があるため、許可を不要とすること はできない。 農林水産省の競争的資金制度の 総合科学技術会議の「競争的資 展林小准首の規事的員事制度の 「先端技術を活用した農林水産研 究高度化事業」及び「民間結集型 アグリビジネス創出技術開発事 総合科子技術会議の ・競争的員 金制度改革について」(意見)に 沿い、年度当初からの研究の開始 を可能とするため、予算概算決定 内閣府 総務省 国の競争的資金制度において、根 国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡 国の競争的資金制度の 後速やかな公募の実施、委託契約 に係る誘引の省略等、迅速化と簡 素化を図り、平成15年度は前年度 業」について概算払いを既に導え (社)関西経済連 算払いの迅速な実施、手続き等の 大学発ベンチャーや産学連携が促 当連合会「産学官連携に関する提 1000180 手続き等の迅速化・ 501410 10 簡素化、使途に関する規制を緩和 進される。 言」(2003年5月)参照 している。 - また、経費については、30% 合会 を超えない範囲での費目間流用を 認める等、弾力的運用を確保して いるところである。 より、課題公募、採択課題決定及び概算払いの時期を1ヶ月程度早めたところである。 公用車のリースによる導入は、車 両管理面やコスト削減面から今後 充一基本様式を定め、団体や法*J* D特殊要因により様式をオプシ: 促進される事が想定される。その 官公庁の入札制度、契 約制度の改善 ンで付加する方式に改善すべき。 また、昨今のIT社会化に対応 点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制 全省庁 オリックス(株) 度の諸手続きの統一化に関する措 置を講ずる必要があるものと考え 申請業務をITと紙の選択 (農林水産省) 電子入札 開札は、平成15年度 (農林水産省) 統一基本様式については、国、 z1000190 官公庁の入札制度、 約制度の改善 法人、地方公共団体全体に関わる要望であり、当該手続きの取りま から逐次実施し、電子入札と紙媒体による入札とは選択制となる。 ・官公庁の入札制度において、 加資格審査申請や入札業務などの とめ省庁の指示に沿って検討。 者手続きは官公庁によって異なっ 例えば 公用車のリースによる 品子がとは日本方によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、 申請様式はそれぞれ異なってい 導入は、車両管理面やコスト削減 入札制度の諸手続きの統一化に加から今後促進される事が想定さ 官公庁・地方自治体の (社)リース事業 5034 5034380 38 入札制度、契約制度の 全省庁 の、凹体や法人の特殊委員により 様式をオプションで付加するより に改善すべき。・また、昨今のI T社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。 に関する措置を講ずる必要がある

(回答欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 規制改革 要望事項 管理番号 管理番号 措置の措置の 規制改革要望事項 (事項名) 具体的規制改革要望内容 具体的事業の実施内容 要望理由 根拠法令等 制度の所管官庁 その他 (特記事項) 分類 (対応策) 内容 ・当特例を活用した特区につい て、第1次申請時に3町村との共 同申請を実施した。 ・熟度は差があるが、4月の特区 農地の権利を取得できる法人は、 申請に向けた会議を3月に持った 地方公共団体又は農地 保有合理化法人による 農地又は採草放牧地の 2.3条、農地法第3条第 持定法人への貸付事業 について全国的な規制 改革の実施 7.5 を 1.1項 及び第2項、第6条 について全国的な規制 及び第8項 7.5 を 1.1項 及び第8項 7.5 と 1.1 を 1.2 を 1.2 を 1.3 を 原則として、法人形態要件、事業要件、構成員要件及び業執行役員要 構造改革特別区域法による農地法の特例措置については、特区制度の実施状況及び地域農業への効 ところ、その時点で、同様な希望 を持った市町村・団体が多くある ・県が4月に実施した、建設業関係者を対象とした農業参入希望アンケートによると、他分野への進出を希望している者の45%が農業への参入も考えているという結果が得られている。 地方公共団体又は農地保有合理化 満地法の改正により、地方公共団 ことが確認された。 ・農地法第3条第1項 は大による農地又は採草放牧地の 特定法人への貸付事業の全国的な 規制改革を希望 地方公共団体又は農地 保有合理化法人による 農地又は採草放牧地の 特定法人への貸付事業 果、影響等の検証を行い、その評価 6010 6010010 長野県 1001 来、影音号の検証を刊り、この計画を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることと 1次の認定117件の内16件認 定されており、全国的な要望も高 いと考えられる。 ・以上のことから、今回の特例に ついては、全国的な規制改革とし ても良いと考える。 ・当県のでは、当特例を活用した 特区について、第1次申請時に3 町村との共同申請を実施した。 ・熟度は差があるが、4月の特区 ・熟度は差があるが、4月の特区 申請に向けた会議を3月に持ったところ、その時点で、同様な希望 を持った市町村・団体が多くある 付等に関する農地法等の特例に関する農地法等で、一度に、今後、公共事業等減少の する法律第2条2項、市民農園整備促進法の一度に、今後、公共事業等減少の する法律第2条2項、市民農園整備促進法の農業分の増加 備促進法2条2項の特例指置の全 地貸付を可能とする。 地貸付を可能とする。 ・この特例を活用した特区は、第 1次の認定117件の内15件認 定されており、全国的な要望も高 いと考えられる。 ・以上のことから、今回の特例に ついては、全国的な規制改革を希望 構造改革特別区域法 構造改革特別区域法による特定 農地貸付法等の特例措置について は、特区制度の実施状況及び地域 # 1942年17か10と塚次 第 2 3条、 地方公共団体及び農業 z1010020 協同組合以外の者によ る特定農地貸付等に関 協同組合以外の者による市民農園の開 18 2条 2 合以外の者による市民農園の開 18 28 2 合以外の者による市民農園の開 ・県が4月に実施した、建設業関 係者を対象とした農業参入希望ア 地方公共団体及び農業 版有を対象とした展集多人希望アンケートによると、他分野への進出を希望している者の45%が農業への参入も考えているという結果が得られている。 農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展開について検討し、平成16年末ま 協同組合以外の者による特定農地貸付事業 6010 6010020 長野県 1002 設が可能。 市民農園整備促進法 での間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。 2条 2項 耕作放棄地を解消するために は、地域の農業者で耕作放棄地を引き受ける人がいない状況におい 可で、農園利用方式(農地を所有する個人が自ら農園を設置・管理する)ではなく、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法 構造改革特別区域法 」に基づく利用者への貸し付け よる耕作放棄地の農地化が必要・特定農地貸付けに関 構造改革特別区域法による特定 市民農園等の開設にかかる規 構造(以準付的)に域(広 第 2 3条、 第 2 3条、 地方公共団体及び農業 特定農地貸付等に関 協同組合以外の者による特定農地貸付等に関地方公共団体及び農業協同組 に関する法律第 2条 2 5特定農地貸付 項、 市民農園整備促進法 28 2 7 6 市氏展園寺の周成にかから成 制緩和に当たっては、構造改革特 別区域法で特例を設けるのではなく、全国一律に地方公共団体又は 地域住民による市民農園開設への 農業協同組合以外の農業者、NP の法人、団体、一般の民間会社な どが農園の開設をできるよう要件 を緩和すること。 農地貸付法等の特例措置について は、特区制度の実施状況及び地域 による称作が東地の辰地化が必要・特定辰地負打)に関する農地法等の特例に 対・と考えられる。 一 耕作放棄地率は、本県のみなら ず全国的にも高くなってきておりり、構造改革特別と城法による地 区限定で行うのではなく、全国一 律に要件緩和を行うことが必要と 地方公共団体及び農業 協同組合以外の者によ る特定農地貸付 農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえた上で全国展 関について検討し、平成16年末ま での間で可能な限り速やかに結論を得ることとしている。 (単に要件版和を行うことが必要が なってきている。 (対作放棄率(%)) H7 H12 全 国 3.8 5.1 中 国 6.1 8.5 鳥取県 3.6 5.7 (H12農業センサスによる)